

今後、大宜味中学校においても臨時休校などが行われた場合に、学習用端末（クロムブック）を活用しての取り組みが行われる予定です。

**事前に「タブレット端末借用申請書」の提出をお願いします。（〆切 9月3日（金））**

保護者の皆様へ

## 学習者用端末（一人一台端末）の家庭への持ち帰り等にかかるご家庭のご理解とご協力について

令和3年7月 大宜味村教育委員会

学習者用端末について、ご承知おきいただきたいこと、お願いしたいことを以下に記載しました。ご一読くださいますようお願いいたします。

### ・要点まとめ【文部科学省提唱：GIGA スクール構想】

- 『学び』の一つのツールとして、必要に応じ、ご家庭に学習者用端末を持ち帰ります。
- 学習者用端末は、基本的に、ご家庭のインターネット環境へ接続して使用します。
- 家庭に持ち帰った際、ご家庭で学習者用端末を充電してから学校に持っていきます。

～～～学習者用端末の破損・故障の際の費用負担について～～～

### 原則、大宜味村教育委員会で負担します

（精密機械であり、気をつけて使用しても破損・故障は起こりうると考えています）

ただし、故意に引き起こされた破損・故障、重大な過失による紛失・盗難については、ご家庭負担による修理や買い直しを求めます。

### ① 学習者用端末の使用について

- ・デジタルによる資料・作品の制作等、学校の授業において日常的に活用します。
- ・児童生徒が使用する端末は、卒業するまで使用します。（小学校6年間・中学校3年間）児童生徒が大切に使えるようご家庭でもご指導の程よろしくお願いします。
- ・小学校・中学校の卒業時に、学校に返却となります。（翌年度の1年生が再利用します）

### ② ご家庭のインターネット環境（Wi-Fi）について

- ・ご家庭のインターネットへの接続方法については、別途資料を参考に、接続作業（パスワード入力等）をお願いします。
  - ・学習者用端末は、基本的にインターネット環境（Wi-Fi）が必要です。
- ※インターネット環境（Wi-Fi）が無い家庭につきましては、学校へ相談して下さい。

### ③ 学習者用端末の取り扱いについて

- ・タブレット端末の持ち帰りについては「タブレット端末借用申請書」を学校へ提出して下さい。
- ・児童生徒が持ち帰る端末は、児童生徒本人が学習のみに使用するものとします。
- ・機器やアプリケーションの操作に保護者の支援が必要な場面もあるかと思えます。わかる範囲で構いませんのでご協力をお願いします。
- ・端末は丈夫なものを用意しますが、不注意による破損等ができるだけないようご家庭でも指導をお願いします。

#### Q&A

Q1. 家庭で端末を破損したらどうしたらいいですか？

A1. 担任の先生（学校）に破損したときの状況を伝え、『端末亡失・損傷届』を学校に提出して下さい。また、壊れた端末も学校に渡して下さい。

Q2. 端末が思うように動かない（起動できない・アプリが使えない等）場合はどうすればよいですか？

A2. 担任の先生（学校）にどのような症状か伝えてください。対応します。

Q3. 夜遅くまで使用したり、有害サイトにアクセスしないか心配です。何か対策はありますか？

A3. 学習者用端末は、学校はもちろん、ご家庭、その他のネットワークに接続した場合も有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリング等を設定しておりセキュリティ対策を講じています。児童生徒が設定を解除したり、変更したりすることはできません。ただし、『完璧』なフィルタリングというのは存在しませんので、ご家庭でも指導・監督をお願いします。

Q4. 学習者用端末を壊してしまわないか心配なので、家庭で学習する場合は家にあるパソコン等を使ってもいいですか？

A4. 使用可能です。ただし、他のパソコン等を使用した場合はフィルタリング等が適用されませんので、学習者用端末以外を使う時は注意が必要かと思われます。

Q5. 家庭学習は学習者用端末での取り組みになり、紙媒体での宿題は無くなりますか？

A5. 紙媒体もデジタルも使い分けて使用していきます。学習の内容や状況等に応じて、各学校で判断していくことになります。

# タブレット端末借用申請書

(貸主) 大宜味村立大宜味中学校長 様

(借主) \_\_\_\_\_ は、保護する児童生徒の自宅学習に必要なため、タブレット端末を借用したく、下記のとおり申請します。

## 記

### 1 借用理由

自宅に児童生徒がインターネットに接続できる端末（ノートパソコン、タブレット端末等）を所有していないため。

### 2 借用期間

令和 3年 9月 1日 ~ 令和 4年 3月 31日

令和 年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_ (印)

(保護者名を記載)

## 貸出について

### 〈貸出条件〉

- (1) 利用に際しては、別紙「学習者用端末（一人一台端末）の家庭への持ち帰り等にかかるご家庭のご理解とご協力」に従うこと。
- (2) 亡失、破損、故障等が無いよう適切に管理すること。
- (3) 他人に使用させない。また転貸しない。
- (4) 必ずフィルタリングが設定された状態で使用する。
- (5) 有害情報にアクセスしない。
- (6) 外部装置に接続し、ウイルス等に感染した場合は保護者の責任下、貸出前の状態に戻す。
- (7) 学習に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み等をしない。

### 〈注意事項〉

- (1) タブレット端末の回線接続に関するサポートは、学校では行わない。
- (2) 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせること。
- (3) タブレット端末の充電は自宅で行う。（充電に係る費用は保護者負担）
- (4) タブレット端末は自己管理し、その利用及び亡失、破損、故障に注意すること。
- (5) 故意に引き起こされた亡失、破損、故障等があった場合、遅滞なく速やかに学校へ報告すること。なお、修繕費は保護者負担とする。

## 端末亡失・損傷届

区分	<input type="checkbox"/> 亡失 ・ <input type="checkbox"/> 損傷 ・ <input type="checkbox"/> 盗難
学校	大宜味村立 学校
学年	年
児童生徒氏名	
対象（該当に✓）	<input type="checkbox"/> 学習者用端末 ・ <input type="checkbox"/> 電源ケーブル
シリアル番号など	
亡失・損傷・盗難 年月日	令和 年 月 日
理由（詳細を記載してください）	
上記のとおり端末を亡失・損傷しましたので報告します。	
年 月 日	
大宜味村立	学校長 殿
	住 所： _____
	児童生徒氏名： _____
	保護者氏名： _____ (印)
備考	
<p>1. 亡失・盗難の場合はその旨を警察に届け出たことを証する書面の写し又は相当するものを添付してください。</p> <p>2. 亡失又は損傷が使用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費用等端末の原状回復に要する費用を求めます。</p>	